



問い合わせは国保年金課へ 課税内容・軽減・特別徴収▶賦課担当☎(888)5632、納付▶収納推進室収納担当☎(888)5635、減額認定証・高額療養費▶給付担当☎(888)5630、口座振替▶収納推進室管理担当☎(888)5634

確 定申告期間の延長により、所得税の確定申告書を今年3月17日以降に税務署へ提出したかたは、確定申告の内容が反映されないまま、納税通知書が送付される場合があります。申告書の内容が届き次第、税額変更などを行い、改めてお知らせします。

納 付方法のうち、特別徴収は、4・6・8月(仮徴収)と10・12・2月(本徴収)の年6回、世帯主に支給される年金から引き落とされます。

法 律により、納税義務者は世帯主と定められています。社会保険加入者にもかかわらず、国保の納税通知書が届いたときは、通知書の3枚目の加入者の状況で、ご家族に加入者がいないかご確認ください。なお、加入していたかたが、社会保険への加入などにより、他の保険にすでに加入している場合は、脱退の手続きが必要です。

第 1期の減免申請期限は7月27日(月)です。期限を過ぎて申請すると、第1期は減免の審査対象ではなくなるため、ご注意ください。

年 度途中に40歳になるかたは、誕生月から年度末までの介護分を月割りで計算し、これを加算した税額の納税通知書を改めてお送りします。

年度途中に65歳になるかたは、あらかじめ誕生日の前月までの介護分を月割りで計算して、各納期に振り分けています。65歳到達月以降は、介護保険1号被保険者として介護保険料をお支払いいただきます。

今 年度中に75歳になるかたは、誕生日から後期高齢者医療制度に加入することとなるため、国民健康保険の資格がなくなります。

国保税は、誕生月の前月までの分をあらかじめ月割りで計算し、各納期に振り分けています。75歳到達月以降は、後期高齢者医療制度の保険料をお支払いいただきます。



倒 産・解雇・雇い止めなどによる離職をされ、軽減の申告をしたかたは所得割額を軽減しています。

【新型コロナウイルス感染予防のため、書類は郵送での提出にご協力ください】

国保に加入している70歳以上のかたの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

国保に加入している70～74歳のかたで、世帯全員が市民税非課税の場合は、入院したときの医療費と食事代が減額される「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。

また、自己負担割合3割のかたのうち、「現役並みⅡ」「現役並みⅠ」に該当するかた(下表参照)も「限度額適用認定証」が申請により交付されます。対象者には、申請書を

6月23日(火)にお送りします。申請期限は7月7日(火)。

高額療養費に該当していて、まだ申請のない世帯にお送りしている「高額療養費の申請について(お知らせ)」は、新型コロナウイルスの影響により、発送を延期しています。なお、対象となるかたは、このお知らせがなくても医療機関への支払いが2年以内のものであれば申請ができます。

区分ごとの自己負担限度額(1か月)

市民税課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が3割のかた	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	外来 + 入院(世帯)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円※)		
		現役並みⅡ 課税所得380万円以上	外来 + 入院(世帯)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円※)		
		現役並みⅠ 課税所得145万円以上	外来 + 入院(世帯)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円※)		
市民税非課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が2割のかた	一般	外来 + 入院(世帯)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円※)	
		認定証の適用区分が区分Ⅱ	低Ⅱ	外来 + 入院(世帯)	8,000円	24,600円
		認定証の適用区分が区分Ⅰ	低Ⅰ	外来 + 入院(世帯)		15,000円

※過去12か月以内に4回以上、世帯の自己負担限度額に達した場合、4回目から「多数該当」となり自己負担限度額が下がります。

介護保険

65歳以上のかたへ今年度分の介護保険料
納入通知書を6月26日(金)にお送りします



- ▶所得段階の第1～3のかたの保険料を引き下げました。
- ▶介護保険料普通徴収(金融機関や口座振替での納付)のかたは、7月の第1期から3月の第9期までの年9回で納めていただきます。納付場所は、金融機関、コンビニ、郵便局などです。
- ▶4月以前から特別徴収(年金引き落とし)のかたや、8月までに特別徴収になるかたには、はがきサイズの通知書をお送りします。
- ▶今年度中に65歳になり、一定の条件に該当するかたは、特別徴収に変わります。
- ▶5月以降資格を喪失したかたにも通知書をお送りします。今年度の保険料を納める場合や納付済みの保険料が還付される場合があります。なお、保険料が還付される場合は別途案内します。
- ▶災害、収入の激減、生活困窮などで保険料の納付が困難な場合は、減免制度があります。納期限の7日前までに介護保険課(市役所2階)へ申請してください。特別徴収(年金引き落とし)の場合は当該月の19日まで。

問▶介護保険課保険料担当☎(888)5672

令和2年度の65歳以上のかたの介護保険料

所得段階	対象者	保険料年額(調整率)
第1	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	22,436円(0.30)
第2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下のかた 33,653円(0.45)
第3		120万円以下のかた 52,349円(0.70)
第4	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が	120万円を超えるかた 67,306円(0.90)
第5		80万円を超えるかた 74,784円【基準額】
第6	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が	120万円未満のかた 89,741円(1.20)
第7		120万円以上 150万円未満のかた 97,220円(1.30)
第8		150万円以上 180万円未満のかた 112,176円(1.50)
第9		180万円以上 250万円未満のかた 119,655円(1.60)
第10		250万円以上 300万円未満のかた 127,133円(1.70)
第11		300万円以上 400万円未満のかた 130,872円(1.75)
第12		400万円以上のかた 134,612円(1.80)

*表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含みません。また、第1～5段階の合計所得金額には、公的年金収入額に係る所得金額を含みません。

7月31日(金)で「介護保険負担限度額認定証」の期限が切れるため再度申請が必要です

認定証を提示すると、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設の居住費・食費の自己負担額が、右表のとおり軽減されます。

なお、短期入所は介護予防サービスも対象です。また、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

問▶介護保険課認定担当☎(888)5675

- *表の()内は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護施設の従来型個室の額です。
- *第1～3段階に該当しても、世帯を別にしていない配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金などが1千万円(夫婦の場合)は配偶者と合わせて2千万円を超える場合は対象外です。

利用者負担の段階	居住費と食費の上限額(日額)
第1段階▶老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた、または生活保護を受給しているかた	ユニット型個室=820円 ユニット型個室的多床室か 従来型個室=490円(320円) 多床室=0円/食費=300円
第2段階▶世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額・合計所得金額・非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかた	ユニット型個室=820円 ユニット型個室的多床室か 従来型個室=490円(420円) 多床室=370円/食費=390円
第3段階▶世帯全員が市民税非課税で、第1または第2段階に該当しないかた	ユニット型個室=1,310円 ユニット型個室的多床室か 従来型個室=1,310円(820円) 多床室=370円/食費=650円
第4段階▶上記以外のかた	施設が定める額(認定証の交付はなし)

申請方法 受付開始は6月22日(月)。介護保険課にある申請書(押印は認め印で)と預貯金などを確認できる書類(生活保護受給者は不要)を、同課か河辺・雄和の各市民サービスセンターへ提出してください(新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送申請も可)。申請書は市ホームページからも入手できます(広報ID番号 1017879)